農商工連携に取り組みたい

農林漁協者と中小企業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して新商品・新サービスの開発などを行う場合に、専門家のアドバイスや試作品開発に係る補助など総合的に支援します。

農商工等連携促進法に基づく支援

〇対象となる方

- ①連携して新事業展開に取り組む中小企業者と農林漁業者
- ②農商工等連携に対し指導・助言等の支援を行う一定の要件を満たす一般社団・財団 法人又はNPO法人

〇支援内容

農商工等連携促進法に基づき、①「農商工等連携事業計画」又は②「農商工等連携 支援事業計画」を策定し、国の認定を受けると、次の支援を受けることができます。 ※個別の支援ごとに支援機関の審査や確認が必要となります。

- ①連携して新事業展開に取り組む中小企業者と農林漁業者への支援
 - (1) マーケティング等の専門家による支援
 - (2) 政府系金融機関による融資制度
 - (3) 信用保証枠の特例
 - (4) 食品流通構造改善促進機構による債務保証等
 - (5) 農業改良資金等の特例(中小企業者への貸付、償還期間延長等)
- ②農商工連携に対し指導・助言等の支援を行う一般社団・財団法人又はNPO法人等 への支援
 - (1) 信用保証協会の信用保証の特例

お問い合わせ・相談窓口

- ・東北経済産業局 産業部 地域ブランド連携推進室 〒980-8403 仙台市青葉区本町三丁目 3-1 電話 022-221-4923
- ·独立行政法人中小企業基盤整備機構 東北本部 経営支援部 支援推進課

電話 022-399-9031

〒980-0811 仙台市青葉区一番町 4 丁目 6-1 (仙台第一生命タワービル 6 階)